



2009年9月30日(水) 第100号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

11月29日(日)第13回総会開催 —新政権のもとで「個人通報制度」の実現を—

第13回総会を11月29日(日)に開催することが決まりました。昨年10月に自由権規約第5回日本政府報告審査が行われ、画期的な最終所見が出された1ヵ月後に第12回総会を開催しました。

この1年の活動は、総括所見を広め、生かす活動の1年だったと思います。2月28日のシンポジウムには幅広い団体・個人約160名が参加し、6月の「個人通報制度」の学習会にも30名が参加しました。現在取り組んでいる自由権規約と女性差別撤廃条約の「個人通報制度の批准」を要請する団体署名もすでに700筆以上を集約しています。これらの活動を通じて新しい多くの仲間との出会いがあり、新加盟の団体・個人も多かった1年でした。そして、8月30日の衆議院選挙では、政権交代が実現し、新しく政権をになった民主党主体の連立政権は、そのマニフェストに国際人権条約の「個人通報制度」の批准や政府から独立した人権救済機関の創設などを掲げています。私たちの活動次第で、長年の課題であった「個人通報制度」の批准が実現する希望もみえてきました。

第13回総会では、このような情勢や課題、具体的な取り組みについて、豊かで深い討論をし、来期に向けての方針を決めましょう。

外務省主催「社会権規約第2回市民・NGOとの意見交換会」が行われました

社会権規約第3回日本政府報告の期限は2006年ですが、日本政府は今だ報告書を提出していません。外務省の呼びかけで、第3回政府報告書作成にあたっての市民・NGOとの意見交換会が、9月16日(水)、外務省の会議室で行われました。

当初の呼びかけでは午前11時から13時までの3時間でしたが、送られてきた入場券には、グループ分けして行うということで、日本委員会は10時から11時のグループに指定されていました。

日本委員会からは7名が参加し、別枠で参加した団体(年金者組合、奨学金の会、言論・表現の自由を守る会、消防職員ネットワークなど)の参加者も同じグループでした。10時からの参加者は約40名ほどでした。

最初に、外務省人権人道課長の志野課長から、意見交換会の主旨、報告書の作成の準備状況、政府側参加者の紹介(法務省、文部科学省、厚生労働省)、会の進行(発言時間など)についての話がありました。

発言では、言論・表現の自由を守る会が「留保している13条(高等教育の漸進的無償化)にすみ

やかに手をつけてほしい」、年金者組合は「報告がこれほど遅れるのは国連軽視。年金額に下限がなく放置している。最低年金補償の導入を」、兵庫県レッド・ページ反対懇談会は「吉田内閣の閣議決定と『超憲法的判断』の最高裁判決が確定したまま。国連人権委員会に訴え、日弁連の勧告を受けて提訴した。生きている間に名誉回復をしてほしい」、奨学金の会は「格差・貧困の拡大で国民は悲鳴をあげている。13条の理念をすすめ、教育の無償化と借金奨学金ではない奨学金制度を」、国際人権活動日本委員会は「政権政党のマニフェストでもふれているが、社会権規約の選択議定書と自由権の選択議定書と足並みをそろえて批准を」、消防職員ネットワークは「消防職員は8条の労働基本権が奪われている。何度も勧告が出されているが政府は警察官と同じという理由を変えていない。撤回してほしい」と発言した。発言できなかった銀産労は「年齢差別是正の勧告を無視する

当面の日程

■第6回幹事会
10月23日(金)
18時30分～
・東京労働会館
6F応接室

■第13回総会
・11月29日(日)
13時30分～
・東京労働会館
地下会議室

金融産業と非正規労働者に対する差別」を文書にして提出した。その他、外国人労働者の問題（人種差別、労災補償の問題など）、国内人権機関の実現、被差別マイノリティの問題（生存権が脅かされている）、今回の意見交換会のもち方についてなどの意見が出されました。

その後、政府側参加者から意見

・質問について簡単なコメントがありました。文部科学省からは13条に関連して財源の問題から減免枠の拡大や奨学金制度の改善なども含めて検討中。法務省からレッド・パーズの件はこの場ではコメントできない。国内人権機関の設置については引き続き検討する。入管法が改正され労働法の適用も可能になっ

たこと。厚生労働省からは、最低保障年金制度についてはどう実施するかは聞いていないが、相当大きな財政負担になる。

最後に志野課長から、社会権規約第3回政府報告は現在準備中で年内には提出したい旨の発言がありました。

新法務大臣の就任記者会見での発言にいち早く「声明」を出しました！

9月16日（水）、民主党を中心とする新内閣が発足し、深夜にわたって新しい閣僚の記者会見が行われました。そのなかで新しく法務大臣になった千葉景子議員が、マニフェストを実行するという発言のなかで、「個人通報制度の批准」を明言したことは画期的なことです。日本委員会として、この発言を大いに評価・歓迎し、翌17日（木）、いち早く「声明」を出し、法務大臣、法務省記者クラブなどに送付しました。

昨9月16日深夜、鳩山内閣新閣僚の就任会見が行われた。そのなかで、千葉景子新法務大臣がマニフェストを実践するとして、「1、国内人権侵害救済機関を設置する。2、人権条約の個人通報制度を批准する。3、取調べの可視化を実現する。」との見解を表明した。

国際人権活動日本委員会は、16年前の結成以来、個人通報制度（自由権規約一B規約第一選択議定書）の批准を求める団体署名に取り組み、20000筆を越える署名を外務大臣、法務大臣に提出してきた。

個人通報制度は別表のごとく、自由権規約、女性差別撤廃条約のように選択議定書を批准し成立するものと、拷問禁止条約のように条文を受諾し、成立するものがあるが、日本政府はいずれも批准していない。

1979年に自由権・社会権規約を批准したときに、衆・参外務委員会で全会一致で「選択議定書の締結については、その運用状況を見守り、積極的に検討する」と決議された。しかし、それ以来30年間、国連の人権機関の度重なる勧告、国内の人権活動NGOの強い要望を無視し、日本の歴代政権は個人通報制度を批准してこなかった。

国連加盟国192ヶ国中、自由権規約を批准している国は

164ヶ国で、そのうち第一選択議定書を批准しているのは112ヶ国、女性差別撤廃条約は186ヶ国が批准し、そのうち選択議定書は97ヶ国が批准している。【別表】

千葉新法務大臣は「人権が尊重され、安心して暮ることができるように外務大臣と相談し、国際的基準にもとづいて選択議定書を批准し積極的な姿勢を発信したい」とも述べている。

国際水準に比べ遅れた日本の人権を引き上げるために微力ながらたたかってきたNGOとして、これらの

発言を歓迎する。昨年国連で採択された社会権規約の選択議定書を含め、すべての個人通報制度の実現のために今後も奮闘されるよう強く要望する。

個人通報制度の批准を実現するためには多くの乗り越えなければならない課題がある。それらの困難を克服するために私たちは今後も全力を尽くすことを表明する。

2009年9月17日

国際人権活動日本委員会議長 鈴木 亜英

声 明

千葉景子新法務大臣の発言を歓迎する
—個人通報制度の一日も早い批准を—

「個人通報制度」批准状況（国連加盟国数192ヶ国）2009年6月現在

規約・条約名	規約・条約 批准国数	個人通報 批准国数	個人通報制度の成立要件
自由権規約	164	112	第一選択議定書の批准
女性差別撤廃条約	186	97	選択議定書の批准
拷問禁止条約	146	62	条文第22条を受諾
人種差別撤廃条約	173	53	条文第14条を受託
社会権規約	昨年12月10日総会で選択議定書を採択		

兵庫レッド・ページ裁判 提訴から半年 国側の対応は「昭和27年最高裁決定」から一步も出ず

今年3月27日に神戸地裁に提訴した兵庫レッド・ページ反対懇談会の大橋豊さん、川崎義啓さん、安原清次郎さんの「レッド・ページの名誉回復」を求める裁判の、その後の経過と現在の状況を、まとめました。

第1回公判

6月11日(木)午後1時から神戸地裁(八尾和子裁判長)で開かれ、提訴した3人が陳述しました。川崎義啓さんは「解雇が憲法に違反した無効なものだったことを日本政府に正式に認めてもらいたい」、安原清次郎さんは「憲法違反による解雇の原因をつくった国が長年放置したことに謝罪し償ってほしい」、大橋さんは「人権侵害の真相を明らかにしてほしい。命ある間に名誉回復と被害補償の判決を」と、それぞれ訴えました。これに対し国側は、請求棄却を求める答弁書を提出し、全面的に争う姿勢を示しました。

報告集会では、弁護団長の佐伯雄三弁護士が、裁判の流れや今後のすすめ方を説明し、「原告が高齢なので、いかに早期に解決するか意識して取り組みたい」と延べました。

第2回公判

8月4日(火)午後1時10分から開かれ、国の「求釈明」要求に対し、佐伯雄三弁護士が意見陳述をしました。国は、被告が訴状で主張した具体的事実を認否せず、原告らに対する求釈明に終始するのは、具体的審議に入ることを回避し、裁判の空転を意図していると厳しく批判。レッド・ページは当時の吉田内閣が推進したもの

であり、個々の公務員の加害行為を特定して論じる性格のものではないと反論し、原告の叫びに応えることは、現在司法に携わるものの責任ではないかと、国の姿勢を正しました。



決意を語る大橋豊さん

裁判のあとの報告集会では、佐伯弁護士が裁判の報告をし、橋本敦弁護士、坂本修弁護士、国際人権活動日本委員会の吉田好一さん、藤木洋子さん、田中正夫さんなどの発言があり、「500万円1カンパ」の訴えがありました。

カンパの振込み先 郵便局講座 00920-9-152722
兵庫県国家賠償要求同盟

・9月25日(金)、被告(国)側から準備書面が出されました。昭和27年4月2日の最高裁決定を一步も出ない不当な内容です。

・第3回公判は10月15日(木)午後3時より、神戸地裁204号法廷。

創立5周年を迎えた「言論・表現の自由を守る会」

加盟団体の「言論・表現の自由を守る会」は、8月4日(火)、会の創立5周年にあつて、「全てのビラ配布弾圧事件の逆転無罪を勝ち取り、”政治的ビラ配布と政治・選挙活動”における言論・表現の自由の実現をめざす声明」を発表しました。

声明は、日本は民主主義国家で、「公正な選挙」によって国民の代表を選ぶことが議会制民主主義の基本であり、そのためには、知る権利、知らせる権利が確保され、国民が活発に政治や選挙活動にかかわることが必要であるにもかかわらず、日本の選挙制度は国民の正当な政治・選挙活動を妨げる不当な規制に縛られていること。「戸別訪問」や「ビラの配布」が禁止され、国家公務員の政治活動を縛り、住居侵入罪などで逮捕されている具体的事例(大石事件、堀越事件、世田谷国公法事件、葛飾マ

ンションビラ弾圧事件など)にかかわり、無罪を勝ち取り、民主主義の実現をめざす個々の市民による自発的な市民運動として裁判支援活動を行うことを目的に活動してきたこと。これらの支援活動の中で、国際人権規約と出会い、国連への訴えにも参加したこと、などの5年間の活動を紹介。

その上にたつて、世界人権宣言6周年・国際人権規約批准30周年の今年、人権鎖国状態・人権後進国日本の深刻な事態を打開するために憲法と国際人権規約を裁判に活用させ、無罪判決を勝ち取りましょう、そのために国際人権規約の個人通報制度の早期批准を求める署名(独自に個人署名を行っている)への協力を呼びかけています。

※全文は「言論・表現の自由を守る会」のホームページに掲載されています。

前号（99号）からの活動日誌

- | | |
|---|--|
| 7月13日（月）東京美装セクハラ裁判
治安維持法陪同盟
ティータイム学習会 | 8月26日（水）東京美装川崎礼姫さんを応援する会
役員会 |
| 7月16日（木）第4回代表者会議 | 8月27日（木）第5回幹事会
沖田国賠訴訟裁判 |
| 7月21日（火）東京美装セクハラ裁判川崎礼姫さん
を応援する会役員会 | 8月30日（金）のぶちゃんを励ます文化の夕べ |
| 7月23日（木）女性差別撤廃条約日本審査 | 9月9日（水）鈴木信幸裁判 |
| 7月30日（木）鈴木信幸さんの指名解雇を撤回させ
る会幹事会 | 9月16日（水）外務省「社会権規約第2回市民・NGO
との意見交換会」 |
| 7月31日（金）出版争議団支援集会 | 9月17日（木）法務大臣発言に「声明」 |
| 8月4日（火）兵庫レッドページ裁判第2回公判 | 9月24日（木）日弁連主催公開セミナー「国内人
権機関設立に向けて」 |
| 8月7日（金）女性差別撤廃条約「最終所見」出る | 9月25日（金）第5回代表者会議 |
| 8月20日（木）鈴木信幸さんの指名解雇を撤回させ
る会幹事会 | 9月30日（水）葛飾ビラ配布事件で最高裁に抗議文
送付 |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 兵庫レッド・ページ名誉回復裁判
 - ・10月15日（木） 13時～
 - ・神戸地裁204号法廷
- 三菱東京UFJ銀国「派遣切り」第3回口頭弁論
 - ・10月19日（月） 16時30分～
 - ・東京地裁619号
- 建交労鈴木さん不当解雇裁判
 - ・10月27日（火） 4時半～
 - ・東京地裁13階民事36部
- 沖田国賠訴訟裁判判決
 - ・11月26日（木） 14時～
 - ・東京高裁 法廷

<集会・イベント・シンポ>

- 国際人権セミナー「拷問等禁止条約選択議定書
と国内人権機関の役割」
 - ・10月5日（月） 13時～19時
 - ・弁護士会館2階講堂クレオ
 - ・スピーカー（予定）シルヴィア・カサレ氏
（国連拷問防止小委員会委員長）、マーク・トム
ソン氏（拷問防止協会事務局長）、レイラ・M・
デ・リマ氏（フィリピン国家人権委員会委員長）、
アン・ギョンファン氏（韓国国家人権委員会全委
員長）、キーレン・フィッツパトリック氏（アジ
ア太平洋国内人権フォーラムディレクター）、田
原裕之氏（名古屋刑務所視察委員、日弁連掲示拘
禁制度改革実現本部事務局長代行）
 - ※院内集会（参議院議員会館第2・第3会議室）
・10月6日（火） 12時～14時
 - ※事前申し込みが必要です。
- 日弁連主催「死刑を考える日」ーテレビドラマ

『サマヨイザクラ』で見る裁判員裁判と死刑

- ・10月9日（金）午後5時～8時30分
- ・弁護士会館2階・講堂クレオBC
- ・テレビドラマの上映とパネルディスカッショ
ン（細田マモラ氏、武田昌弘氏）

米事前申し込みは不要

- 高尾山天狗ハイク2009—高尾山にトンネルを
ほらないで

- ・10月12日（月・祝日） 雨天決行
- ・受付 京王線高尾山駅前9時30分～11時
- ・参加費 1000円（メッセージTシャツ付き）

- 年金者組合一揆2009

- ・10月15日（木） 12時～14時（集会）
- ・日比谷野外音楽堂
- ※集会後、銀座パレード

- 女性差別撤廃条約第6回政府報告審査報告集会

- ・10月15日（木）夜
- ・新日本婦人の会中央本部
- ・DVD上映、審査の傍聴者報告、討論など
- ※総括所見、婦団連NGOレポート、傍聴記録
などをまとめた冊子の発行予定。



おねがい

「個人通報制度」の批准要請の団体署名を、
もう一回り広げてください。署名用紙、必要な
資料は事務局へ。